

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)事業実施計画

計画主体名	計画期間
ヒョウゴケン・ヒメジシ (代表) 兵庫県・姫路市	平成28年度～平成32年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
兵庫県中播県民センター 姫路農林水産振興事務所 農政振興課	079-281-9285	079-222-9943	Maki_Akita@pref.hyogo.lg.jp
兵庫県姫路市 産業局農林水産部 農政総務課	079-221-2475	079-221-2473	noseisoumu@city.himeji.hyogo.jp
株式会社 山之内楽農倶楽部	079-232-7316	079-232-7316	info@koudera-herb.com

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
農林水産物等の販売・加工促進	薬用植物を含む地元農産物を活用した農家レストラン、直売所、および体験施設の整備・運営により、交流人口や農産物加工品の利用を継続的に増やし、地元農産物の販売・加工の促進を図る。

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法																					
交流人口の増加	24,931人	計画区域における交流人口の増加数(人)＝計画区域外からの入込客数(人)(目標値②)－計画区域外からの入込客数(人)(現状値②)																					
第1評価指標の設定根拠 【現状値(H24～26) 192人】 ⇒【目標値(H30～32) 25,123人】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流人口(人/年)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>192</td> <td>7,038</td> <td>8,040</td> <td>10,045</td> </tr> <tr> <td>累計(人/期間)</td> <td colspan="3">192</td> <td colspan="3">25,123</td> </tr> </tbody> </table> 24,931				H24	H25	H26	H30	H31	H32	交流人口(人/年)	0	0	192	7,038	8,040	10,045	累計(人/期間)	192			25,123		
	H24	H25	H26	H30	H31	H32																	
交流人口(人/年)	0	0	192	7,038	8,040	10,045																	
累計(人/期間)	192			25,123																			
計画区域外からの入込み客数(交流人口) ＝入り込み客数(人)×計画区域外からの客率(%)×利用施設重複除外率(%) (計画区域外からの客率及び利用施設重複除外率は、計画時では予測値を用い、効果評価時は、実際の一定期間調査値を用いる) ※ 詳細は別添資料1を参照																							
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法																					
雇用者数の増加	2人	新規常時雇用者数(人)＝(活性化計画により整備した施設における常時雇用者数(2人)(目標値⑤)－既存施設等の常時雇用者数(0人)(現状値⑤))																					
第2評価指標の設定根拠 【現状値(H27) 0人】(計画区域において今回整備する農産物販売・加工促進施設はないため既存施設等の常時雇用者数は0人) ⇒【目標値(H32) 2人】常時雇用者数2人＝整備する施設全体の店長1人、農家レストランの料理長1人																							
第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法																					
農産物栽培面積の拡大(遊休農地発生の抑制)	1ha	農産物栽培面積の増加＝事業実施主体が使用販売する農産物の計画区域内栽培面積(ha)(目標値)－事業実施主体が試用販売する農産物の計画区域内栽培面積(ha)(現状値)																					
第3評価指標の設定根拠 レストラン、直売施設で実施主体が使用・販売する農産物及び薬用植物、及び摘み取り体験用薬用植物等の栽培面積 【現状値(H27)2ha】⇒【目標値(H32)3ha】																							

事業活用活性化計画目標の評価指標項目の設定について

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)を活用するに当たっては、実施要領別紙6に定める事業活用活性化計画目標及びそれに対応する評価指標項目を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

分類	評価指標	事業活用活性化計画目標の評価指標項目及び設定の考え方
分類1	1	<p>定住人口の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における転入人数の増加数とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の確保(ポイント)＝(単位当たり転入人数(目標値①)－単位当たり転入人数(現状値①))</p>
	2	<p>交流人口の増加</p> <p>設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加数とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加数(人)＝計画区域外からの入込客数(人)(目標値②)－計画区域外からの入込客数(人)(現状値②)</p>
	3	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数(人)＝(滞在者数及び宿泊者数(人)(目標値③)－既存施設等の滞在者数及び宿泊者数(人)(現状値③))</p>
分類2	4	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円)＝(地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標値④)－地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状値④))</p>
	5	<p>雇用者数の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において整備された施設の常時雇用者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>新規常時雇用者数(人)＝(活性化計画により整備した施設における常時雇用者数(人)(目標値⑤)－既存施設等の常時雇用者数(人)(現状値⑤))</p>

注1 目標値を算出する期間は、別紙5の第9の1に定める事業実施効果評価期間とする。

注2 現状値を算出する期間は、活性化計画提出前の事業実施効果評価期間と同じ期間とする。

(例:活性化計画提出年度 H28 → 現状値を算出する期間は、H25～27等)

注3 現状値は算出が可能な直近の実績値を使うこととし、前年度実績等により記入することとする。

注4 評価指標1の単位当たり転入人口は、注1で定める期間内の計画区域内の転入人口÷計画期間前の直近の人口×1000(人)とする。(少数第2位まで記載すること)

注5 評価指標2の計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。

注6 評価指標3について、活性化計画に地域連携販売力強化施設が含まれる場合は選択不可とする。

注7 評価指標4について、比較する既存施設等がある場合には、目標値④は新しく整備する施設における販売額とし、現状値④は、既存施設における販売額とする。

注8 評価指標4について、比較する既存施設等がない場合には、目標値④及び現状値④は、計画区域における農林水産物出荷額をそれぞれ算出するものとする。

注9 評価指標5について、常時雇用者数は、厚生労働省の毎月勤労統計調査にて調査する常用労働者と定義される者を算出すること。

※常時労働者とは、期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇い労働者で、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう

※常用労働者には、都道府県・市町村職員、事業主、法人の代表者及び無給の従事者は除くこと。

※参考(厚生労働省のホームページ) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html>

(別添)

融資主体型支援助成対象者調書

〇〇地区活性化計画（〇〇県〇〇市町村）

NO	助成対象者名	住 所	代表者名
	株式会社 山之内楽農倶楽部		

1 助成対象者の概要

<input checked="" type="checkbox"/> 1 農林漁業者等の組織する団体 <input type="checkbox"/> ①農業生産法人 <input type="checkbox"/> ②農事組合法人 <input checked="" type="checkbox"/> ③その他 <input type="checkbox"/> 2 参入法人
--

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。

2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担 保 措置の 有 無	備 考 (助成限度率等)
		助 成 金 B	融 資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資 ①	融 資 ②
金 融 機 関 名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

- 【記入要領】
- ①交付対象となる事業のうち、別紙5第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
 - ②連携する施策名には、別紙5第10条に掲げる施策を記載すること。
 - ③事業メニューには、別紙6の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項目	記入上の注意
1 様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び「事業活用活性化計画目標等」の項における事業活用活性化計画目標の設定数に応じた行の追加のみとすること。これ以外の変更(列の追加、セルの結合等)は絶対に行わないこと。
2 計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度(該当予算年度)を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても当初提出に係る年度のままとすること。
3 新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を()にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4 都道府県名(コード)	「都道府県名」、「都道府県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名及び当該都道府県の全国地方公共団体コード(総務省)を記入すること。なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5 計画主体(コード)	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体及び当該計画主体の全国地方公共団体コード(総務省)を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6 計画番号	1つの計画主体が複数の計画を作成する場合は、計画毎に番号を付し、当該番号をそれぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に記入すること。 例:計画主体が2つの計画を作成する場合はそれぞれの計画を「1」、「2」とし、それぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に「1」又は「2」を記入すること。
7 整理コード	「整理コード」の欄のうち、「事業別内容」の「内訳」の項については1から順に連番を付し、「事業別内容」の「合計」の項については「999」とし、「事業活用活性化計画目標等」の項については「1001」から順に連番を付すこと。なお、「整理コード」の欄のうち、「①事業費計」、「④市町村帯事務費」、「⑤都道府県帯事務費」、「総計計(①+④+⑤)」の項については、「①事業費計」の項を「2001」とし、その後順に連番を付すこと。
8 市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
9 地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領の別表の(1)の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地崩壊地帯、奄美群島及び沖縄と、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
10 計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
11	離島振興計画 離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
12	輸出促進条件整備事業 輸出促進に資する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
13	耕作放棄地の解消に向けた取組 計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
14	地域再生計画 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
15	総合化事業計画 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第1項に規定する総合化事業計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
16	定住自立圏共生ビジョン 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総務省第39号総務事務次官通知)第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
17	国土強靱化施策 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
18	福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組 農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに関連した取組に該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクトの取組」は「1」、「農」と福祉の連携連携プロジェクトの取組は「2」、「農職連携プロジェクトの取組」は「3」、「空き家・農校活用交流プロジェクトの取組」は「4」、「重点『道の駅』の取組」は「5」、「インオパによる地域活性化の取組」は「6」を記入すること。なお、各取組の要件等の詳細については、活性化計画の公募案内を参照すること。
19	女性の能力の積極的な活用に向けた取組 農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について(農林水産事務次官通知:平成24年4月20日制定)の基本方針に基づいた取組である場合は、優先採択ポイントとして、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
20 事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領の別表の1のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
21 事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ②複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあっては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③実施要領の別表の1の事業メニュー番号18により活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第19条第1項に規定する防災当施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設(活動火山対策事業)」と記入すること。
22 要件類別番号	実施しようとする別紙6の別表の1の事業メニューに対応する要件類別の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別については、これらを体系的に行うことにより効果が增大される事業メニューに係る要件類別(複数の事業メニューの効果を增大する場合は代表の事業メニューの要件類別)を記入すること。
23 事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 (例)「農産物直売施設:1棟、500㎡」、「トマト処理加工施設:1棟、300㎡」、「農産物包装機械:1台」 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 (例)「農産物直売施設:1棟、500㎡」等
24 事業実施期間	事業メニュー毎に、当該事業の実施期間を記入すること。 (例)平成28年度から平成30年度まで実施する場合は「H28~H30」と記載
25 事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 (例)●●農業協同組合、●●農業生産者有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
26 全体事業費	事業メニュー毎の総事業費を記入すること。
27 交付金額	事業メニュー毎の交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業毎の交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
28 交付額算定交付率	事業メニュー毎に、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
29 交付限度額	事業メニュー毎に、全体事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
30 前年度まで	事業メニュー毎に、前年度までに実施した事業に係る事業費及び交付金額を記入すること。
31 本年度	事業メニュー毎に、本年度に予定している事業に係る事業費、交付金額、都道府県費、市町村費、その他(農協等事業実施主体負担等)、本年度未達率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「仕入れに係る消費税相当額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記した場合は、「本年度」の欄の「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
32 本年度までの累計	事業メニュー毎に、本年度までの累計の事業費及び交付金額を記入すること。
33 翌年度以降(予定)	事業メニュー毎に、翌年度以降の事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
34 備考	備考欄には、事業を行うにあたって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容(金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が記載されている書類を添付すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
35	①事業費計	「全体事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」の合計をそれぞれ記入すること。
36	②市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付要綱（平成28年4月●日付け27農振第●号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月●日付け27企第●号農村振興局長通知）」により定められていることに留意すること。
37	③都道府県附帯事務費	都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付要綱（平成28年4月●日付け27農振第●号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月●日付け27企第●号農村振興局長通知）」により定められていることに留意すること。
38	総合計（①+②+③）	①事業費計、②市町村附帯事務費及び③都道府県附帯事務費の合計額を記入すること。
39	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体毎に交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体毎の内訳を記入すること。また、内訳の合計は、それぞれの項目毎に、②から⑤に計上される金額と一致することに留意すること。なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

